



小学校中学年用教育資料『ほほえみ』の改訂にあたって

全国でいじめに起因する痛ましい事案が相次いで発生し、社会問題になっています。いじめは、決して許されないことです。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものとの認識をもつことが必要です。いじめは相手の人権を踏みにじるだけでなく、生命にかかわる行為であることから、人権教育を進めていく中で、生命を大切にしようとする意欲や態度を育成することが大切です。

また、東日本大震災におけるいわれのない偏見や差別などの人権にかかわる新たな課題が生じ、その対応も必要となっています。そのほか、人権にかかわる社会の状況の変化に伴い、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、インターネットによる人権侵害等、様々な課題が山積しています。改めて生命尊重の大切さを痛感するとともに、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む人権教育の重要性が今問われています。

兵庫県教育委員会においては、平成 10（1998）年 3 月に「人権教育基本方針」を策定し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。そして、この方針に基づき、平成 14（2002）年 3 月に小学校中学年用教育資料『ほほえみ』を作成するとともに、各学校において効果的に活用し、自己実現と共生をめざす人権教育の充実を図ってきました。小学校中学年用教育資料『ほほえみ』は、児童の発達段階や特性を踏まえ、人権尊重の精神や自尊感情をはぐくみ、人権教育の基礎を培う内容で構成されており、作成当時としては、非常に斬新な人権教育資料であり、その理念は今なお十分使用に耐えうるものです。

しかし、作成から 10 年が経過し、この間、国においては、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表などがありました。また、県においては、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」や「外国人児童生徒にかかわる教育指針」などが策定されました。

このような国や県の動向を踏まえ、小学校中学年用教育資料『ほほえみ』をより使いやすく、いっそう学習効果が期待できる内容にしていくため、改訂を行いました。改訂にあたっては、教育基本法、小学校学習指導要領、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の趣旨に即し、人権を尊重する豊かな心が育ち、「生きる力」の育成につながる観点から編集を行いました。

学校における人権教育は、各学校の児童や地域の実態を踏まえるとともに、発達段階に応じて系統的に実践するものです。小学校中学年において、人権教育の基盤である生命尊重の精神を大切にし、自分を大切にするとともに他の人を大切にするなど、豊かな人間関係づくりを含む人権感覚を育成していくことは、大変重要です。その意味でも、本資料が各学校における人権教育の充実に活用されることを期待しています。

なお、本書の編集にあたり、ご尽力いただきました人権教育資料検討委員会並びに人権教育資料作成委員会の委員の皆様方に対し、心からお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

兵庫県教育委員会



小学校中学年用教育資料『ほほえみ』及び活用の手引きの編集について

I 改訂について

平成 14 年 3 月に作成した小学校中学年用教育資料『ほほえみ』及び活用の手引きの見直しにあたっては、以下のように基本方針及び視点や内容を設定し、進めました。

1 改訂の基本方針

- (1) 「教育基本法」(平成 18 年 12 月改正)に掲げられた教育の理念を踏まえ、「小学校学習指導要領」(平成 20 年 3 月改訂)の趣旨に即した内容としています。
- (2) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成 20 年 3 月)の趣旨に即し、人権を取り巻く今日的な課題に対応できる内容としています。
- (3) 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成 13 年 3 月)を踏まえ、「人権教育基本方針」(平成 10 年 3 月)に基づき、「ひょうご教育創造プラン」(平成 21 年 6 月)に即した兵庫らしい特色ある内容としています。

2 改訂の視点

- (1) 資料全体について
 - ア 「教育基本法」、「小学校学習指導要領」、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の整合性を保持しています。
 - イ 「人権教育基本方針」に基づき、「小学校学習指導要領」に示された各領域のねらいと内容に即して編集しています。
- (2) 個々の資料について
 - ア 豊かな心情を育むための「文章教材的な資料」
児童の心を揺さぶる力があるかという視点と、時代背景や法改正に照らした内容としています。
 - イ 主体的・活動的な学びを促すための「活動事例的な資料」
参加体験型の手法が、指導方法として効果的であり、事前指導・事後指導において活用しやすい内容としています。

3 改訂の内容

- (1) 教育資料
 - ア 「人権教育基本方針」の推進項目になかった資料を作成しています。
 - イ 兵庫の特色「ひと、もの、こと」を生かした資料を作成しています。
 - ウ 阪神・淡路大震災以降、県内で発生した水害や東日本大震災等の自然災害を扱った資料を作成しています。
 - エ インターネットを悪用したいじめ等による人権侵害の危険性を扱った資料を作成しています。
 - オ 平成 13 年度に作成した教育資料は今後も十分使用できる内容であり、引き続き活用できます。
- (2) 活用の手引き
 - ア 新規に作成した教育資料に対応した指導例を作成しています。
 - イ これまでの指導例も引き続き活用することは可能としています。
 - ウ これまでの指導例と異なった視点からの展開の指導例を作成しています。

Ⅱ 編集について

1 編集方針

これまでの小学校中学年用教育資料『ほほえみ』の編集方針を引き継ぎ、「人権教育基本方針」に基づき、各教科や道徳の時間、特別活動等における活用を視野に入れ、小学校学習指導要領に示された各領域のねらいと内容に即して編集しています。

2 内容

- (1) 児童が人権を身近に考えられるよう、兵庫県にゆかりのある「ひと、もの、こと」を積極的に取り上げています。
 - ア 阪神・淡路大震災や県内で発生した水害、兵庫と東日本大震災の被災地を結ぶ絆を題材にした資料を作成し、人権教育の基盤である生命尊重や人と人とのつながりの大切さを考えさせていくことをねらいとしています。
 - イ 各地域の豊かな自然を題材にし、環境との共生など身近な生活に結びつけて、日々の生活に生きてはたらく人権意識を育てることをねらいとしています。
- (2) 豊かな人間関係づくりにつながる資料を作成しています。
- (3) インターネット上のいじめ等、人権侵害の危険性に気づかせることをねらいとした資料を作成しています。

3 構成

- (1) 教育資料（右綴じ）

17編を集録しています。
- (2) 活用の手引き（左綴じ）
 - ア 指導例

各教育資料に指導例を提示し、児童や学級の実態やこれまでの学習の積み重ね等を踏まえて、指導者が創意工夫しながら指導計画を作成することが大切です。

また、評価については、児童や学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通して育てたい資質や能力を明確に定めたうえで、適切に行うことが重要です。例えば、学習状況や成果などについて、肯定的な児童観に基づき、児童のよい点や学習に対する意欲や態度などを踏まえて適切に評価することが大切です。なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないため、体系的な指導に十分留意する必要があります。

評価の観点として、次のようなことが考えられます。

 - ・ 学習に主体的に取り組み、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身につけることができたか。
 - ・ 学習活動を通しての気づきを大切にし、自分とのかかわりの中で人権課題を捉え、日常生活の変容につなげることができたか。
 - ・ 個別的な人権課題の理解にとどまらず、普遍的な視点から人権の大切さを認識するなど、人権についての学びを深めることができたか。
 - イ 参考資料

指導者が教育資料にかかわる認識を深めるため、解説や参考文献とその URL 等を掲載しています。

4 活用

兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページから、ダウンロードして利用してください。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/index.html>

※教育資料、挿絵、指導例のデータ



小学校中学年用教育資料『ほほえみ』の活用にあたって

1 児童の発達段階を踏まえた指導方法の工夫

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、「学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。」としています。その中で、小学生の発達段階に即した指導方法の工夫として、以下のように述べられています。

小学校1～3学年では、想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

小学校4～6学年では、言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

今回の小学校中学年用教育資料『ほほえみ』の改訂において、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を育てることをねらいとした文章教材的な資料、体験的な学習を通して人権感覚の涵養をねらいとした資料等を新たに作成していますので、指導者の創意工夫で児童の発達段階に応じた効果的な指導が可能となります。

2 児童等の実態に即した指導方法の工夫

各教育資料の活用については、掲載している指導例を参考に、児童や学級の実態等を踏まえ、十分に検討を重ねてよりよい指導案を作り出していくことが大切です。

教育資料によっては、指導例に例示しているものとは別の視点や異なる領域で扱うことができます。文章教材的な資料に体験を取り入れるなどの展開を工夫したり、児童や学校、地域の実態や課題に即した資料を新たに開発するなど、創意工夫のある取組を期待します。

○ 指導例について

＜分 類＞	「人権教育基本方針」の内容項目による分類を示しています。
＜領 域＞	教科、道徳、特別活動（学級活動）の別を示しています。 道徳については、主として関連のある内容項目を示しています。
＜ねらい＞	各領域における目標や活動の内容に即して記しています。
＜趣 旨＞	主題等と人権教育との関連や教育資料の概要、ポイント等、指導にあたっての基本的な考え方や留意点等、特に必要なものについて挙げています。
＜配慮事項＞	指導にあたって、指導者（教師）が知っておくべきことや気をつけなければならないこと等、特に配慮すべきことを記しています。
＜参 考＞	学習を深め、広げるために参考となる資料や解説、補充等を記しています。



人権教育の内容構成

□人権教育課

〈 内 容 〉	〈 重 点 目 標 〉	〈 推 進 項 目 〉
1 人権としての教育 すべての人に対して、とりわけ差別や偏見などによって十分に学ぶことができない人に対して学習機会の提供に努め、自己実現を支援する。	(1)自ら学ぶ力の育成 学ぶことから疎外された人が、学びに出会い、その素晴らしさを知ることによって、自ら学ぶ力を身につけることを支援する。	ア学びとの出会いの促進 ・識字、基礎学力、民族文化等に関する学習機会の充実 イ基礎・基本の定着 ・言語能力・表現力の育成 ・情報活用能力等の育成
2 人権についての教育 生命の尊厳や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る。	(2)自己についての肯定的な認識の形成 自尊感情の形成を促すとともに、自分と社会についての確かな認識を培い、アイデンティティを確立することを支援する。	ア自尊感情の形成 ・自己の生活背景の肯定 ・個に応じた指導方法と評価 イ自分と社会についての認識の啓培 ・生き立ち・将来の可能性 ・伝統・文化・歴史等の探求
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育 人権尊重の理念に基づいて、人と人が豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図る。	(1)人権意識の高揚 生命の尊厳を基礎として、憲法、人権の歴史、平和と人権にかかわる問題、国際的な人権思潮などについての認識を培い、人権意識を育てる。	ア生命の尊厳についての学習 ・自然と人間、生命と人権 ・感動体験、身近な生命 イ人権の歴史と思想についての学習 ・人権をめぐる歴史 ・憲法と人権関係国際文書
	(2)差別解消への態度の形成 差別や偏見の不当性とその解消をめざす人々の生き方の学習などを通して、人権問題に積極的に取り組もうとする意欲や態度を培う。	ア差別と人権問題についての学習 ・部落差別、障害者差別 ・いじめ、プライバシー等 イ人権の擁護とその活動についての学習 ・司法と人権擁護制度 ・国連や人権 NGO・NPO の活動
	(1)自立向上の精神の育成 自立心を育てるとともに、個性や能力を伸ばすことの素晴らしさに気づかせ、仲間のなかで自分を高めていこうとする態度を育てる。	ア「市民意識」の醸成 ・自己決定、自立心、責任 ・問題発見・解決能力の育成 イ個性・能力の伸長 ・選択肢の多い教育活動の展開 ・自己実現への展望、自己評価
	(2)思いやりの心の育成 さまざまな個性をもつ人々との出会いと交流を通して、自他の違いを認め合う態度や豊かな人間関係を築くための資質、技能を身につけさせる。	ア人間関係の活性化 ・人権尊重とルールやマナーとの関係の理解 ・異質な存在との交流とコミュニケーション力 イ社会参加の促進 ・ボランティア・コミュニティ活動への参加 ・地域への教室進出、開かれた学校
4 学習者の人権を大切にしたい教育 教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨もふまえ、その充実に努める。	(1)一人一人を大切にしたい教育指導 学習者の興味や関心などに応じて、自主的、主体的な学習を促す教育指導に努める。	ア学習者の権利と責任の重視 ・興味・関心に応じた学習活動 ・学習集団の育成と規範意識 イ個を生かす集団の育成 ・相互受容的な人間関係の醸成 ・自発的・自治的活動の活性化
	(2)学習環境と条件の充実 学習者の個性と能力を伸長させるため、学習環境と条件の充実に努める。	ア指導者の人権意識の向上 ・子どもたちをより深く理解する視点 ・隠れたカリキュラムの見直し イ教育条件の整備 ・弾力的な教育課程の編成 ・学習環境・設備の充実

※「人権教育基本方針」（県教委 平成10年3月策定）で示された4つの内容について整理した資料です。

小学校教育資料『ほほえみ』系統表①

内容	重点目標	推進項目	低学年 (平成12年度版)	中学年 (平成13年度版)	高学年 (平成13年度版)
2 人権についての教育	(1) 人権意識の高揚	ア 生命の尊厳についての学習	道 ほくって たからもの (共) 生 あったかいね (2年) 道 小さなカレンダー (2年) 国 ぞうれっしゃがやってきた (2年)	総 がんばれ いのち (3年)	学 読めるかな (5年) 道 ねたきりのおばあちゃん (5年) 国 ほっほっほー (5年) 総 命のビザ (6年) 総 平和な世界をめざして (6年)
		イ 人権の歴史と思想についての学習	道 なまえ (1年) 学 ないと こまるもの (1年) 学 わたしは わたし (2年)	学 こんな「ちがひ」は (3年) 学 ほほえみタウン (共) 総 わたしたちのまちはどんなまち? (共)	学 もしも、世界がひとつの村なら (5年) 学 「権利」の木 (6年)
	(2) 差別解消への態度の形成	ア 差別と人権問題についての学習	道 となりの たぬき (1年) 道 あやかちゃん あそぼ (1年) 学 自分らしく (共) 道 あなたなら (2年)	道 だいこんとにんじん (3年) 国 島ひきおに (共) 道 いっつもそうや (4年)	道 ナイスキャッチ (共) 道 このままやったら (共) 道 弟にはく手 (6年) 道 百日かせぎ (6年) 社 わたしたちが主役 (6年)
		イ 人権の擁護とその活動についての学習	道 ちっともおもしろくない (2年) 生 さがして みよう (2年)	学 うしろの正面、だ〜あれ (4年)	総 知りたいな、子どもの権利条約 (6年)
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	(1) 自立向上の精神の育成	ア 「市民意識」の醸成	学 すてきな 一日 (1年)	学 やくそくげんまん (3年) 道 ありがとう (3年) 道 おい、わたしの口 (4年) 国 半日村 (4年)	学 こんなこと、あんなこと (5年)
		イ 個性・能力の伸長	学 ともだち 大すき (1年) 道 はずかしがりやのかばくん (共) 道 大きくなったら (共)	学 まほうのかがみ (3年) 道 だいじょうぶ (4年) 学 ぼくの三年とうげ (4年)	道 お父さん かつこいいやん (5年) 道 フロリダからのかぜ (共)
		ア 人間関係の活性化	道 まほうの ことば (1年) 道 とんとん しっ (1年) 学 しゅわで おはなし (共) 道 バクさんと いっしょに (2年)	道 で・き・た (3年) 国 土のふえ (3年) 総 世界の文化ウォッチング (3年) 学 こんばんは (共) 道 トウイちゃんが来た (4年)	道 ひとつになったひびき (5年) 学 わたしを伝える (共) 学 自分もOK、みんなもOK (6年) 道 聞いてもらいたいこと (6年) 学 情報社会を生きる (共) 社 日本でくらす外国人 (6年)
	(2) 思いやりの心の育成	イ 社会参加の促進	生 うれしいね たのしいね (共) 道 かぞくは ひとつ (2年) 道 ふれあいまつり (2年)	総 子ども自然調査隊〜川をさぐる〜 (3年) 道 町のたから (共) 道 半分のおにぎり (共)	道 よみがえれ日本海 (5年) 社 町の石ひ (5年)

※国＝国語 社＝社会 生＝生活 道＝道徳 総＝総合的な学習の時間 学＝特別活動（学級活動）

※共＝2学年共通

小学校教育資料『ほほえみ』系統表②

内容	重点 目標	推進項目	低学年 (平成 23 年度版)	中学年 (平成 24 年度版)	高学年 (平成 24 年度版)
1 人権としての教育	(1)自ら学ぶ力の育成	ア 学びとの出会いの促進		学 みんなのえがお (3 年)	道 「学ぶ」ということ (6 年)
		イ 基礎・基本の定着			
	(2)自己についての肯定的な認識の形成	ア 自尊感情の形成		道 ぼくの名前 (4 年)	学 わたしの好きなこと (共)
		イ 自分と社会についての認識の啓培			
2 人権についての教育	(1)人権意識の高揚	ア 生命の尊厳についての学習	道 はるかのひまわり (2 年)	学 つながる心「ありがとう」(共) 道 一まいのかん板 (共)	総 美しい兵庫をいつまでも (5 年) 道 命のきずな (共)
		イ 人権の歴史と思想についての学習		学 インターネットの世界 (共) 総 やさしいまち (共) 学 あなたはどう思う? (4 年)	道 媽媽 (マーマ) の願い (6 年)
	(2)差別解消への態度の形成	ア 差別と人権問題についての学習	学 どうしてだろう (共) 道 いっしょにあそぼ (2 年)	道 たけしさんのスピーチ (3 年)	学 心に残った「あのこり笑顔」(5 年) 道 ぼくの夢 (共) 社 さと子ばあちゃん (6 年)
		イ 人権の擁護とその活動についての学習		道 わくわくボード (4 年)	
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	(1)自立向上の精神の育成	ア 「市民意識」の醸成	道 たのしい えんそく (1 年)		
		イ 個性・能力の伸長	道 ゆめみたい (1 年)	道 さくら先生のみみつ (共) 学 お別れ会 (4 年) 道 わたしたちのリレー (4 年)	道 ちょっぴり成長したぼく (共)
	(2)思いやりの心の育成	ア 人間関係の活性化	道 どうしたの? (1 年) 学 たのしく あそぼう (共) 道 るすばん (共) 道 見まもり隊のおじいさん・おばあさん (2 年)	学 自分を大切に 友だちも大切に (3 年) 総 発見! 世界の文化 (3 年) 道 みんなちがってみんないい (共)	総 情報化社会、何を大切に? (共) 道 祖父母のためにできること (共) 道 仲良し活動 (6 年) 総 情報化社会を生きる (共) 総 とともに生きる社会 (6 年)
		イ 社会参加の促進	学 しあわせはこべるように (共)	理 自ぜんを守り隊 (3 年) 道 地いきの人といっしょに (4 年)	道 伝統の獅子舞 (5 年) 総 届けたい、お米と心を東北へ (6 年)

※社 = 社会 理 = 理科 道 = 道徳 総 = 総合的な学習の時間 学 = 特別活動 (学級活動)

※共 = 2 学年共通